

新潟県病院局訓令第2号

局 本 庁
施 設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																																																	
<p>第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県リウ</td> <td>新潟県立リウマチセンター</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県病加清</td> <td>加茂病院事業清算事務所</td> </tr> <tr> <td>県病吉清</td> <td>吉田病院事業清算事務所</td> </tr> </tbody> </table>		記号	病院名等	(略)		県津病	新潟県立津川病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県リウ	新潟県立リウマチセンター	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	県病加清	加茂病院事業清算事務所	県病吉清	吉田病院事業清算事務所	<p>第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>県加病</u></td> <td><u>新潟県立加茂病院</u></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県吉病</td> <td>新潟県立吉田病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県リウ</td> <td>新潟県立リウマチセンター</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> </tbody> </table>		記号	病院名等	(略)		<u>県加病</u>	<u>新潟県立加茂病院</u>	県津病	新潟県立津川病院	県吉病	新潟県立吉田病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県リウ	新潟県立リウマチセンター	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校
記号	病院名等																																																		
(略)																																																			
県津病	新潟県立津川病院																																																		
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																																		
県芝病	新潟県立新発田病院																																																		
県リウ	新潟県立リウマチセンター																																																		
県坂病	新潟県立坂町病院																																																		
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																																		
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																																		
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																																		
県病加清	加茂病院事業清算事務所																																																		
県病吉清	吉田病院事業清算事務所																																																		
記号	病院名等																																																		
(略)																																																			
<u>県加病</u>	<u>新潟県立加茂病院</u>																																																		
県津病	新潟県立津川病院																																																		
県吉病	新潟県立吉田病院																																																		
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																																		
県芝病	新潟県立新発田病院																																																		
県リウ	新潟県立リウマチセンター																																																		
県坂病	新潟県立坂町病院																																																		
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																																		
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																																		
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																																		

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。